

松浦市中学校部活動地域展開

令和8年8月 松浦市教育委員会

現在、全国で中学校部活動改革が行われています。これまでの学校部活動の在り方を見直すものです。

文部科学省スポーツ庁・文化庁は、令和5年度から令和7年度を「改革推進期間」と定め、さらに令和8年度から令和13年度を「改革実行期間」としました。

松浦市では、これまで“松浦市部活動の在り方検討委員会”を組織し、部活動改革について協議してきました。委員として、市内中学校にある部活動競技活動の各連盟や協会等に御協力をいただき、“地域での活動”の在り方について検討してきたところです。子どもたちが将来にわたってスポーツや文化活動に親しめる環境を守るため、これまでの学校単位の部活動から、地域全体で支える「地域での活動」へ展開を進めています。

これからのスケジュール(松浦市)

令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
9月～			4月～	
休日(土日祝)の部活動廃止			平日・休日とも地域での活動(部活動廃止)	

今後、段階的に平日の学校部活動はなくなり、地域での活動へと展開していきます。

休日の部活動(令和8年9月～)

○ 練習・練習試合について

(1)部活動として休日(土日祝)の練習・練習試合はありません。

(2)例外として合同部活動で中体連大会等に参加する予定で、平日の合同練習が困難な場合は、休日に合同練習を行うことができます。ただし、その場合も練習試合等への参加はできません。

○ 大会出場について

R8年9月以降、休日に学校部活動として参加できる大会・コンクール等は以下の通りです。

スポーツ

長崎県中体連主催大会及びそれらの結果により出場権を得る大会

全日本中学校通信陸上競技大会(中体連主催全国大会につながるため)

文化芸術活動

長崎県中文連及び長崎県吹奏楽連盟が主催・共催する大会

(長崎県吹奏楽コンクール、長崎県アンサンブルコンテスト、長崎県ロボットコンテスト、長崎県木エチャレンジコンテスト等)

※校区内の地域行事等に関するものについては学校の判断により、参加可能。

休日の新しい選択肢

令和8年9月以降、休日にスポーツや文化芸術活動を行う場合は“地域での活動”となります。

(下の①～④を想定しています。 ※松浦市認定地域クラブ…「松浦市地域クラブ認定制度」により認定を受けたクラブ)

①関係団体(協会・連盟等)が関わる“地域での活動”

例1) 関係団体(協会・連盟等)が運営する地域クラブで活動する。

※関係団体によって必ず地域クラブが創設されるわけではありません。競技によっては関係団体が関わる“地域での活動”がない場合があります。

例2) 一般(大人)の方々の活動の場に、保護者の責任の下、活動にかかる費用を負担し中学生も参加する。

②その他の主体が関わる“地域での活動”

保護者会や民間団体等が運営主体となった、地域クラブで活動する。

③既存クラブ(松浦市中中学校部活動にない競技等も含む)での活動

部活動地域展開とは関係なく、これまでも活動していたクラブで活動する。

④家庭・地域での活動

勉強や習い事、家事の手伝い、地域ボランティア活動等。

松浦市認定地域クラブの
情報はこちら!
(松浦市部活動地域展開HP)

